

彦根市立同和対策地域総合

センターの設置および管理に

関する条例

を

ここに公布する。

昭和〇〇年〇〇月〇〇日

彦根市長

井伊直愛

彦根市 条例 第 / 号  
規則

議案第 18 号

彦根市立同和対策地域総合センターの設置および管理に関する条例案  
上記の議案を提出する。

昭和53年 3 月 8 日

彦根市長 井 伊 直 愛

3 月 28 日議決

彦根市議会議長

沼尾 東 護



彦根市立同和対策地域総合センターの設置および  
管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、基本的人権の尊重の精神にのっとり、同和地区およびその近隣地域住民（以下「地域住民」という。）に対して、同和問題解決のための各種対策（以下「同和対策」という。）を総合的に推進し、もつて地域住民の社会的、経済的、文化的水準の改善向上と差別意識の解消を図り、同和問題の速やかな解決に資するため、彦根市立同和対策地域総合センター（以下「総合センター」という。）の設置および管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称および所在地)

第2条 本市に総合センターを設置し、その名称および所在地は、次のとおりとする。

名 称 彦根市立東山会館

所在地 彦根市里根町 / 63 番地の 6

名 称 彦根市立広野会館

所在地 彦根市犬方町 848 番地の /

(事 業)

第3条 総合センターは、第1条に掲げる設置の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 同和対策の連絡調整に関すること。
- (2) 相談事業に関すること。
- (3) 調査および研究に関すること。
- (4) 自主的住民活動の育成指導に関すること。
- (5) 教育、文化の向上および啓発に関すること。
- (6) 社会福祉の増進および保健衛生の向上に関すること。
- (7) 同和対策の推進に関すること。
- (8) その他市長が必要と認めたこと。

(職 員)

第4条 総合センターに館長、その他必要な職員を置く。

2 職員に関し必要な事項は、別に定める。

(運営審議会)

第5条 総合センターに関する重要事項を調査審議するため彦根市同和対策地域総合センター運営審議会（以下「運営審議会」という。）を置く。

2 運営審議会に関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第6条 総合センターの運営を円滑に行い、同和対策を総合的かつ効果的に推進するため、総合センター運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(使用許可)

第7条 総合センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、使用の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可された事項を変更する場合も同様とする。

(使用の制限)

第8条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設または付属設備を滅失し、または損傷するおそれがあるとき。
- (3) 第1条に掲げる設置の目的に適合しないと認めるとき。
- (4) 前各号のほか管理上支障があると認めるとき。

2 市長は、総合センターの管理上必要があると認めるときは、前条の使用の許可について、必要な条件を付けることができる。

(使用料)

第9条 総合センターの使用料は、無料とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、1日/室1,000円の範囲内において別に定める使用料を徴収することができる。

2 前項の使用料は、市長の指定する期日までに納付しなければならない。

(使用の停止または使用の許可の取り消し)

第10条 市長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、その使用を停止し、または使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例またはこの条例に基づく規定に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) 公の秩序または善良な風俗を乱したとき。

(4) 施設または付属設備を滅失し、または損傷したとき。

(5) 前各号のほか管理の都合により特に必要が生じたとき。

2 前項の規定により使用を停止し、または使用の許可を取り消した場合において、使用者に損害を生じても、市は賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、使用が終わつたときまたは前条の規定により使用の停止もしくは使用の許可の取り消しをされたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、総合センターの使用許可期間中に施設または付属設備を滅失し、または損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償の額は、そのつど市長が定める。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 彦根市立隣保館設置条例（昭和38年彦根市条例第8号）は、廃止する。

彦根市立同和対策地域総合セン

ターの設置および管理に関する条

例の一部を改正する条例

を

ここに公布する。

昭和44年3月31日

彦根市長

井俣直愛

彦根市 条例 第 1 号  
規 則

議案第 19 号

彦根市立同和对策地域総合センターの設置および管理に関する条例の一部  
を改正する条例案

上記の議案を提出する。

昭和54年3月7日

彦根市長 井 伊 直 愛

54 3月23 日議決

彦根市議会議長 遠 崎 成 吉

彦根市立同和对策地域総合センターの設置および  
管理に関する条例の一部を改正する条例

彦根市立同和对策地域総合センターの設置および管理に関する条例（昭和  
53年彦根市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「所在地 彦根市里根町/63番地の6」を「所在地 彦根市  
里根町/63番地の1」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。